

日本司法支援センター中期目標（抜粋）

平成 26 年 2 月 28 日

法 務 大 臣 指 示

2 組織の基盤整備等

(1) 支援センターの職員

ア 職員（常勤弁護士を含む。）の採用及び配置等

職員の採用及び配置等は、総合法律支援の実施及び体制の整備の重要性を踏まえつつ、業務量に応じた適切なものとする必要がある。職員を新たに採用する場合には、業務を行うために真に必要な職員数を検証した上で、必要な数の採用を行う。職員の配置については、配置先の業務量に応じた適正なものとする。

その際、支援センターの有する公共性や、支援センターが多様な分野にわたる業務を行うことを考慮し、幅広い視野をもって自らの能力を活用することについての意欲を有し、支援センター本部が決定した業務に関する方針に意欲的に取り組み、国民の期待に応えることのできる人材の確保・活用を図る。

また、職員の能力の向上等のため、能力主義に基づく確な職員の採用及び人事配置を行うとともに、人事交流等により、多様な経験を積むことができる人材育成の仕組みについて検討する。

常勤弁護士の採用に当たっては、裁判員裁判にも適切に対応し得る刑事弁護に高い能力を有する人材や、関係機関・団体との連携協力関係を適切に構築し得る人材を含め、支援センターの業務の円滑で効率的な運営に適応でき、総合法律支援の取組に意欲的で、国民の期待に応えることのできる人材の確保を図る。常勤弁護士については任期付採用とし、その報酬については実務経験年数において同等の裁判官・検事の給与を参考にする。

常勤弁護士については、支援センターの主要業務である民事法律扶助業務及び国選弁護等関連業務等を適切に運用するためのセーフティネットとしての役割を担っていることなどを踏まえ、総合法律

支援の適切な実施が遂行できる体制となるよう、所要の数の確保に努め、必要性が認められる地域への配置を行う。その前提として、既に常勤弁護士が配置されている地域も含めて配置の必要性や配置人数の妥当性について検証し、常勤弁護士が担う役割、配置の必要性等について十分な説明責任を果たす。

常勤弁護士の業務との関連性にも留意しつつ、常勤弁護士が受任した事件数、事件の性質に応じた各事件の平均単価及び常勤弁護士の活動に係る費用を把握・分析するなどし、常勤弁護士が事件を受任したことで生じた財政的な効果についても明らかにする。

また、常勤弁護士については、大規模災害等における機動的な法的サービスの担い手としての役割も期待されているところ、そのための態勢整備を図る。なお、被災地自治体等への法的援助については、当該災害等発生地域の弁護士会等との連携を前提とした必要最小限のものとする。

その上で、常勤弁護士による対応が必要な場合に備え、支援センターが組織的かつ機動的に法的援助を実施するための具体的措置内容等をあらかじめ明確にする。

また、コールセンターの運営に当たっては、第2期中期目標期間における情報提供件数が毎年度減少し続けていることから、今後も情報提供件数の推移を踏まえ、業務量に応じて職員配置を見直すものとする。

イ 職員（常勤弁護士を含む。）の能力の向上

司法ソーシャルワークを始めとする支援センターの多様な取組に適切に対応するため、職員に対し、採用年次、経験年数、担当業務の別等に応じた研修を実施し、その能力の向上を図る。

支援センターの中核となって職務を行う人材を育成するため、能力等の高い者に対し、他機関等への研修等派遣や人事交流等によって多様な経験を積む機会を与えるよう努める。

3 組織の適正性堅持

(1) ガバナンスの強化

支援センターは、その業務が国民等の権利・利益に直接関わる極め

て公共性・公益性の高いものであることに鑑み，本部においては，迅速かつ適切な意思決定を行うための体制の充実・強化に努め，地方事務所等においては，利用者に全国的に均質な法的サービスを提供すべく，本部が決定した業務に関する方針を迅速かつ的確に実施できるよう態勢の構築に努める。

常勤弁護士は，個別の法律事務について独立してその職務を行うことはもちろんであるが，支援センターの業務の性質に鑑み，本部が決定した業務に関する方針については意欲的に取り組み，国民等の期待に応えるよう努める。

第4 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

3 国選弁護等関連業務

(2) 裁判員裁判対象事件への対応態勢の強化・充実

弁護士会と連携の上，裁判所の協力を得て，全ての裁判員裁判対象事件で，十分な知識・経験を有し，かつ，集中審理に対応し得る国選弁護人の選任が確実かつ迅速に行われるよう，国選弁護人の選任態勢を充実強化する。

裁判員裁判対象事件については，各地方事務所が，弁護士会と連携の上，裁判所の協力を得て，裁判員裁判対象事件における刑事弁護に関する知識・経験を多くの弁護士が共有できるような国選弁護人の選任の運用の工夫に一段と努める。

また，裁判員裁判への適切な対応を可能とするための常勤弁護士に対する実践的研修を実施し，各地域における対応態勢の強化・充実に資するよう努める。